

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号	仕様書番号		
5K6Z13B03320、5K6Z13B03330		5L9Z1A01013、5L9Z1C01017					
品名 または 件名							
海上輸送用船舶の衛星通信回線役務							
部品番号 又は 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
現 地							
搬入場所				納期または工期			
令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日							

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級が A、B、C、D 等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/g sdf/dc/cfin/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和 7 年 2 月 26 日（水）10 時 40 分 中央会計隊入札室（E-1 棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：予定総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

ア 本入札は、初期に係る費用を加えた金額と月額単価に令和 7 年 4 月分から令和 8 年 3 月分までの 12 箇月の月数を乗じた通信料の合計「予定総額」により行う。

イ 落札決定にあたっては、総額(消費税込)をもって行うものとする。

ウ 入札書については別添を使用すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額の多寡にかかわらず契約書を作成し提出すること。

契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する特約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」

「精算要領に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。

ただし、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できること。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）まで担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール、FAX可）

カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所

別途執行日時を示して後日執行する。

キ その他の項目については別紙による。

ク 不明事項等の問い合わせ先

(ア) 入札に関する事項

中央会計隊契約科第3班 岡村 (TEL:03-3268-3111 内線47557)

(FAX:03-5269-5135 (直通))

(イ) 仕様書に関する事項

陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部 八重尾 (TEL:03-3268-3111 内線41478)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

調達要求番号：5L9Z1A01013、5L9Z1C01017

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
海上輸送用船舶の衛星通信回線役務	陸幕指通-C-Z000085	
	承認	令和 年 月 日
	作成	令和7年1月24日
	変更	令和 年 月 日
作成部隊名	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊所有の中型級船舶（LSV）および小型級船舶（LCU）において利用するインマルサット社提供の衛星通信サービスに関連する回線役務対応について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

地球局

船舶に設置し、海上使用するための無線局であって、インマルサット通信衛星の中継により無線通信を行うものを指す。

1.2.2

基地地球局

地球局との間の通信を取り扱う陸上側設備が所在する地球局を指す。

1.2.3

インマルサット衛星通信

インマルサット社が運営する通信衛星並びに基地地球局及び地球局等により構成される電気通信回線設備を経由して、地球局と陸地との間もしくは地球局相互間に発着し、またはインマルサット地球局から発信され船舶に着する一連の通信を指す。

1.2.4

インマルサットG2X

インマルサットGX for Governmentの略称で、インマルサット社が行政機関向けに提供するインマルサットGXのサービス名称を指す。本仕様書上では、G2Xと呼称する。

1.2.5

インマルサットGX

インマルサットGlobal Xpressの略称で、インマルサット社がKa帯域の衛星ネットワークを経由して提供する高速でグローバルなデータサービスを指す。本仕様書上では、GX

と呼称する。

1.2.6

インマルサットFB

インマルサット Fleet Broadband の略称で、インマルサット社が L 帯域の衛星ネットワークを経由して提供するグローバルなデータサービスを指し、G2X の構成における役割としてはバックアップおよび保守用回線として運用される。本仕様書上では、FB と呼称する。

1.2.7

CIR

Committed Information Rate (確保回線速度) の略称で、インマルサット G2X サービスの GX 端末と衛星区間が利用可能な場合において、G2X サービス回線にて確保する回線速度を指す。

1.2.8

MIR

Maximum Information Rate (最大回線速度) の略称で、インマルサット G2X サービスの GX 端末と衛星区間が利用可能な場合において、G2X サービス回線が利用できる上限の回線速度を指す。

1.2.9

衛星器材用サーバ

端末設備の一種で、GX および FB の通信に必要な各端末と物理的に接続されており、GX または FB の衛星回線網のいずれのネットワークを経由するかルーティングを制御する役割を持つ。また、インマルサット社の陸上監視設備と連携しており、設定情報の受信や遠隔保守対応時に利用される。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するもの(引用文書の番号の前に※印をもって示す。)のほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-C-F-000001	中型級船舶(LSV)
GLT-C-F-000002	小型級船舶(LCU)
GS-C396683	衛星器材用サーバ
GLT-CG-Z000009	陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応 共通仕様書
GS-C625741	符号変換器 JPS-C18-()
HS-C506292K	通信電子器材現地診断・整備

b) 法令等

電波法(昭和25年法律第131号)

2 契約期間

本サービスの契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 役務に関する要求

3.1 一般的要求事項は、次による。

- a) この役務は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき、この役務のサプライチェーンにおいて不正プログラム埋込み、情報の搾取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対応などを行われなければならない。
- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の項目2.2による。
- c) 役務の対象となる船舶の隻数については、表1の通りとする。

表1

番号	対象	隻数	備考
1	中型級船舶（LSV）	1	仕様書番号：GLT-C-F-000001
2	小型級船舶（LCU）	1	仕様書番号：GLT-C-F-000002

3.2 通信要件

以下によるデータ通信を可能とするものとする。

- a) 中型級船舶～インマルサット衛星通信～インターネット
- b) 小型級船舶～インマルサット衛星通信～インターネット
- c) 通信回線の要求基準は次による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 保守に関する要求

5.1 適用範囲

保守適用器材名は表2に規定するものとする。

通信障害発生時に必要に応じて、診断を実施すること。

表2 適用範囲器材

番号	器材名称	備考
1	衛星器材用サーバ	以下の調達要求番号にて調達 .1-06-1062-202D-HS-0162

5.2 適用範囲外

G2Xの船舶側通信設備として利用される表3の器材については、適用範囲外とする。

ただし、障害時の被疑箇所特定を目的とした診断は必要に応じて実施できるものとする。

表3-適用範囲外の器材

番号	器材名称	備考
1	インマルサットフリートエクスプレス器材 本体	以下の調達要求番号にて調達 GLT-C-F-000001 GLT-C-F-000002
2	外部電源ユニット	
3	インマルサットグローバルエクスプレス	
4	無線LANアクセスポイント	
5	メディアコンバータ	
6	無停電電源装置	

5.3 整備実施場所

整備実施場所は広島県呉市（呉基地）とする。

5.4 人員・期間など

- 1) 障害に関する申告は24時間365日受付可能とする。
- 2) 対応方法は電話および電子メールとする。

6 試験

試験は、修理に関わる箇所の点検を行う。

7 技術仕様に関する要求

7.1 データ通信

データ通信の技術仕様に関する要求は、次による。

- a) Ku帯域の衛星ネットワークを経由して、データ通信を提供すること。
- b) Ku帯域の衛星ネットワークが利用できない場合はL帯域の衛星ネットワークを経由し、データ通信を提供すること。
- c) それぞれの衛星ネットワークの通信経路は衛星器材用サーバによって制御され、Ku帯域の衛星ネットワークが利用可能となった際は自動で切替えを実施すること。
- d) CIRは256/256Kbps（上り/下り）を満たすこと。
- e) MIRは512/512Kbps（上り/下り）を満たすこと。

8 要求サービスレベル

8.1 契約の相手方は、表4内に規定するサービス目標稼働率を満たすこと。

表4-サービス稼働率

	ネットワーク稼働率	CIR稼働率
保証対象	G2X通信サービスにおけるGXおよびFBいずれかにより利用可能な合計稼働時間の月間総時間に対する割合	G2X契約のGXネットワークにおけるCIRスループットで利用可能な合計稼働時間の月間総時間に対する割合
目標稼働率	99.90%	95.0%
注1) ネットワーク障害でGX端末又はFB端末のいずれかが利用できなくても、もう一方が利用できる場合は稼働時間の対象とする。		

8.2 以下事項は目標稼働率の適用外とする。

- a) 不可抗力の事象が発生した場合
- b) 計画された保守作業の場合
- c) サービス導入時に設置された機器又は表示部等の故障もしくは誤使用があった場合
- d) 衛星構成上のケーブルの隙間で利用した場合
- e) 衛星の太陽活動による停止又は他の天体による妨害が発生した場合
- f) インターネット全体のネットワーク稼働率が低下した場合
- g) アンテナ等に対する外部の妨害要因が発生した場合
- h) サービス利用休止期間中の場合

9 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について官側と調整の上、調達要求元に支援を求めてよい。なお、支援の申請は、契約の相手方が希望する30日前までに調達要求元に申請を行わなければならない。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する支援
- b) 確認試験など官側の施設、設備、機器などの使用に関する支援
- c) 現地における電力及び水の無償使用
- d) 調整時の搬入物品の保管
- e) 造船会社およびその他関係事業者との調整支援
- f) その他官側が必要と認めた事項

10 仕様書に関する疑義

この仕様書を履行する上で疑義がある場合は、官側と調整を行うものとする。

情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期
(第6条関係)

番号	名 称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	チェックボックス
1	管理手順及び品質保証体制 (意図しない変更及び情報の 窃取等の保証)	第1条 第2項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面 (品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	○
2	不正発見時の追跡調査及び立 入検査等の手順及び体制(原 因調査及び排除)	第1条 第3項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	○
3	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第1条 第6項	乙が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	○
4	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第1条 第7項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面	主たる契約条項の定めによる。	○
5	委託業務従事者届出書	第2条 第1項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	委託先において業務を行う前まで	×
6	委託業務従事者届出書(変 更)	第2条 第2項	乙が本契約の履行に従事する従業員を変更する場合の届出	従業員を変更する前まで	×
7	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第2条 第3項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	再委託先において、 業務を行う前まで	×
8	再委託業務に従事させる場合 の届出書(変更)	第2条 第4項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合の届出	再委託先又は再委託先が 従事者を変更する前まで	×
9	使用を予定している機器等と Common Criteria (ISO/IEC 15408)の比較表	第4条 第1項	機器等にCommon Criteria (ISO/IEC 15408)レベル4を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表	当該製品を使用する前ま で	○
10	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第4条 第3項	再委託先が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	×
11	製造工程の履歴を記録する管 理体制	第4条 第6項	機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を証明する書類	契約の締結後遅滞なく (再委託する場合) 再委託先において、 業務を行う前まで	×
12	トレーサビリティ情報(機器 等を構成する主要部品)	第4条 第6項	機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関するトレーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合 は速やかに	×
13	作業従事者名簿届出書(追 加)	第5条 第2項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業従事者名簿	納入先部隊等での作業開 始前	×
14	作業従事者管理報告書	第5条 第3項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開 始前	×

精算要領に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、海上輸送用船舶の衛星通信回線役務における通信料について規定する。

(契約金額)

第2条 基本料金は 1ヶ月あたり 〇〇〇〇円（非課税）とする。

(代金の請求)

第3条 乙は、請求の都度、適法な支払請求書にその料金が適正な料金であることを証明できる書類を添付し提出するものとする。

入札書

件名：海上輸送用船舶の衛星通信回線役務

入札金額：¥ _____ (税込) (予定総額)

【内訳】

区分	単位	数量	単価	金額	備考
初期費用	式	1			
基本料金	月	12			
合計					
納入場所	現地	入札(契約)保証金		免除	
納期	令和7年4月1日～令和8年3月31日				

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和7年 2月 26日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 宮内 修嗣 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

(TEL _____)

委任状

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所:

会 社 名:

代表者名:

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者